



	<p>(全員挙手)</p> <p>事務局長：総員挙手</p> <p>会 長：では総員挙手(挙手多数)ですので、議案番号5号は原案のとおり非農地証明書を発行することに決定いたします。</p> <p>続いて、日程第2、農業経営基盤強化促進法に伴う利用権の設定の申し出について、議案番号6号を上程いたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。事務局：(議案番号4号を朗読)</p> <p>事務局：(議案番号6号を朗読)</p> <p>(説明)当該地は田端地区東側の農用地で、茅ヶ崎市萩園との境付近に位置しており現況については畑です。</p> <p>当該地につきましては、それぞれ平成20年から利用権設定され、5回目の更新です。期間については1年間でございます。</p> <p>借り手は過去にも当該地で実績があり、管理機、刈払機など保有しております。</p> <p>会 長：続いて、地区担当の5番から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p> <p>5 番：先日事務局と現地調査に行ってきました。当地は平成20年度から耕作していますが、草も出さずにきれいに耕作していることを確認しています。利用権設定については、問題ないと思います。</p> <p>会 長：ありがとうございました。これより、質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手願います。</p> <p>(委員より意見、質問なし)</p> <p>会 長：よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号6号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>事務局長：総員挙手</p> <p>会 長：では総員挙手(挙手多数)ですので、議案番号6号は原案のとおり決定通知書を町長に送付いたします。次に日程第3農地法第3条の3第1項の規定による届出について報告番号18号の1件、日程第4、農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出について報告番号19号から54号の36件、日程第5、農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出について、報告番号55号から60号の6件、以上、一括して事務局より報告事項の朗読と説明をお願いします。</p> <p>事務局：(報告番号18～60号を朗読)(説明)</p> <p>いずれも添付書類を含め完備していましたので、事務局長専決により書類を受理しました。</p> <p>会 長：ただいまの報告について、発言のある方は挙手願います。</p> <p>(委員より意見、質問なし)</p> <p>会 長：よろしいでしょうか。他に発言が無いようですので、届出の報告事項については了承されたこととします。</p> <p>最後に、その他として、審議事項はありますでしょうか。</p> <p>(特になし)</p> <p>会 長：以上をもちまして平成30年第3回寒川町農業委員会定例総会を閉会します。</p>
資 料	1. 平成30年第3回定例総会議案及び位置図

議事録署名人 中村 基寛 議事録署名人 市川 澄雄

---

本議事録は、平成30年4月27日、承認・署名を得て確定しました。